

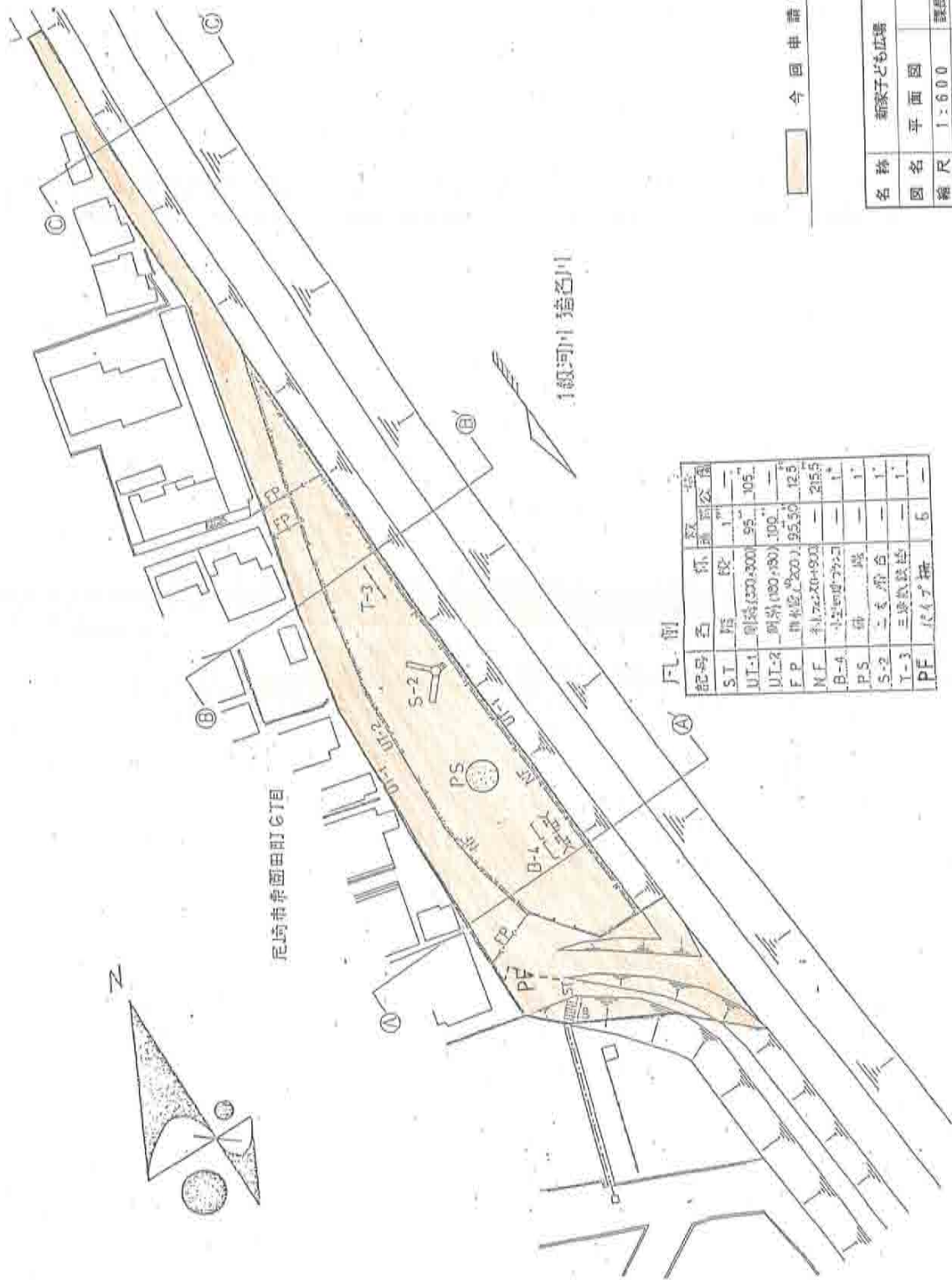
個別占用案件のカルテ（許可更新）

新家子ども広場（尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	新家子ども広場	
2. 今回申請種別	報告案件	
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 1.6k+60m～右岸 1.8k - 10m 目的：公園 占用面積：2,373.71 m ² 工作物：鉄棒、ブランコ、砂場、すべり台など	
4. 許可の経緯	<当初許可> 昭和45年10月31日 <前回更新許可> 平成21年11月11日 <許可期限> 平成26年10月31日	
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり	
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)	8. 処理	
	7. 保全利用 委員会による 参考意見	

<補足>・A4横書き1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 ・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



凡例

記号	名称	設置位置
S-1	跷板	1
UT-1	洞窟(200×300)	95.105
UT-2	洞窟(180×180)	100
F.P	噴水(200)	95.50 12.5
N.F	水たまり(20×90)	215.7
B-1	トンネル	1
P.S	砂場	1
S-2	二重滑台	1
T-3	三鉄線鉄棒	1
PF	パイプ橋	5

今回申請区域

名称	新築子ども広場		図面番号
図名	平面図	年度	
縮尺	1:600	課長	主任
尾崎市土木局			係員
公園課			











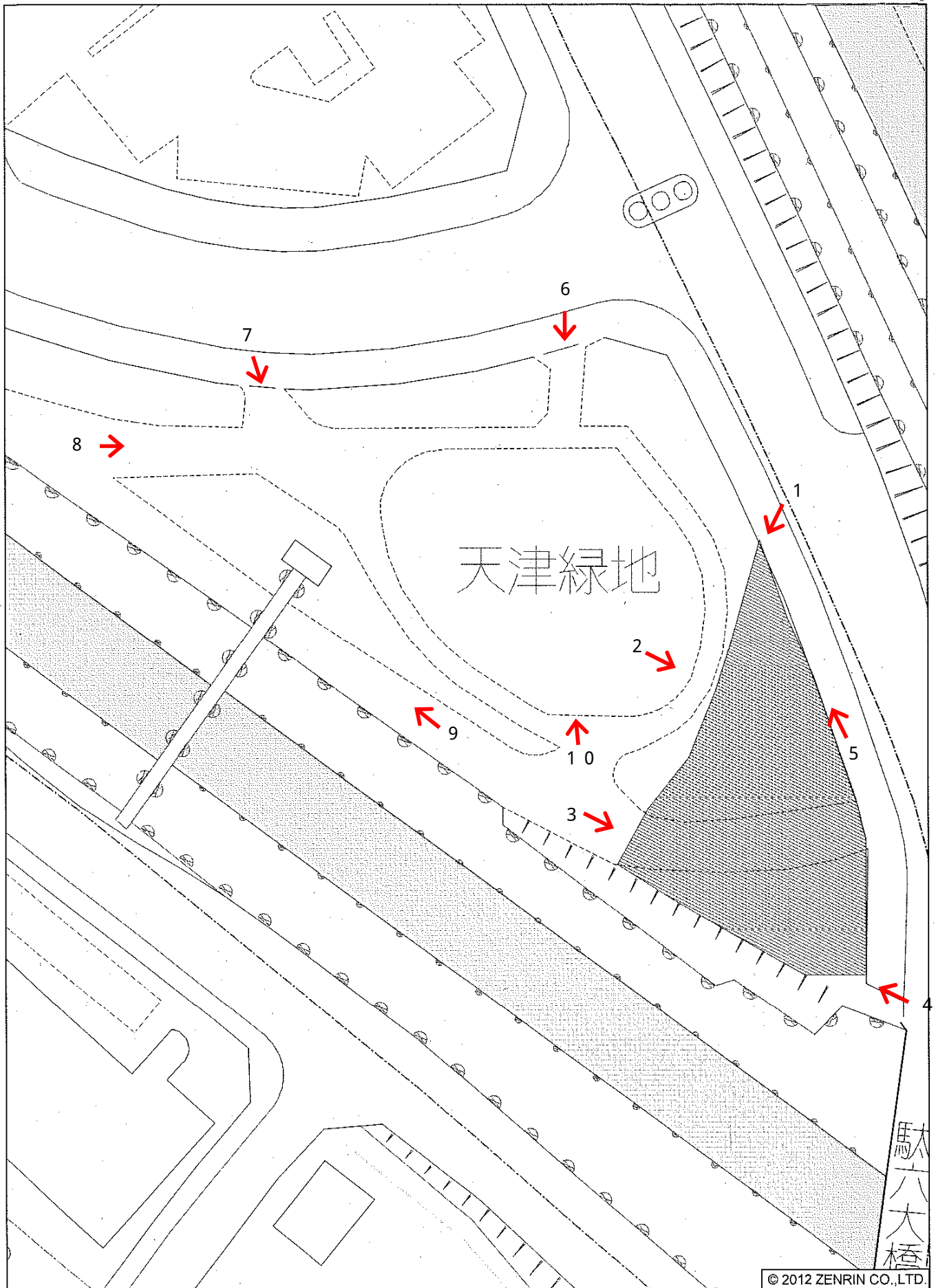
個別占用案件のカルテ（許可更新）

天津緑地（伊丹市）

■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	天津緑地		
2. 今回申請種別	報告案件		
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 目的：公園 占用面積： 646.71 m ² 工作物：縁石、フェンス、ベンチ、パーゴラ、通路、階段など		
4. 許可の経緯	<当初許可> H13.12.7 <前回更新許可> H21.11.1 <許可期限> H26.10.31	7. 保全利用 委員会による 参考意見	
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり		
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8. 処理	

<補足>・A4横書き 1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点
・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



伊丹市藤ノ木1丁目付近

縮尺 1 / 500 | 15m

天津緑地占用区域現況写真



写真 1



写真 2

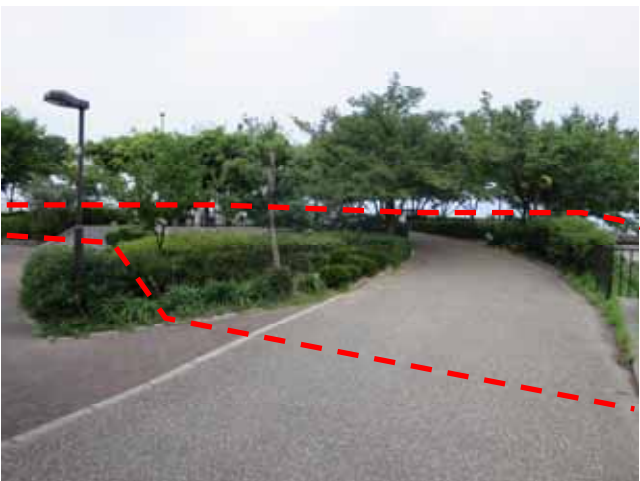


写真 3

天津緑地占用区域現況写真



写真 4



写真 5

天津緑地内の現況写真



写真 6



写真 7



写真 8

天津緑地内の現況写真



写真 9



写真 1 0

個別占用案件のカルテ（許可更新）

猪名川第 1・第 2 運動公園（伊丹市）

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図	 <p>Yahoo!地図</p>		現況写真	 <p>上流側からの全景 6月25日撮影</p>	
				 <p>下流側からの全景 6月25日撮影</p>	
現在の利用形態	グラウンド2面				
占用面積	15,803.72㎡		付帯施設等	バックネット(可搬式)2基、ベンチ(可搬式)2基 くずかご無し	
許可の経緯	<当初許可> 昭和52年1月31日 <前回更新許可> 平成22年4月1日 <許可期限> 平成27年3月31日		利用者数 ・ 団体数	平成21年度 76,660人 平成22年度 51,050人 平成23年度 41,825人 平成24年度 43,950人 平成25年度 19,070人	
堤内地・堤外地	堤内地 <u>堤外地</u>				
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占用範囲と、河川側との間は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に川西市が占有している東久代公園が隣接している。 ・下流側は、軍行橋と隣接しており、橋の下流には当市が占有している猪名川テニスコートがある。 ・隣接する堤内地は準工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。 				
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地や、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に、配慮した管理を充実することで、生態系ネットワークの形成につとめるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。 				
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和52年1月31日(10,116.72㎡)及び、昭和55年3月17日(5,686.9㎡)に占用許可いただいて以来、伊丹市民のスポーツ活動の場として、少年野球、一般軟式野球に多くの市民が利用している。 ・平成25年9月15日におきた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。 				

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

2. 施設の現状


(占用者作成)

占用の必要性	<p>(代替性) 本市の市民スポーツの活動の場として市の屋外体育施設全体面積85,959㎡の内当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57,477㎡で全体の66.9%を占めていることから、河川敷に代わる施設は本市として考えていけない状況となっている。</p>						
	<p>(必要性)</p> <p>本市においては市民スポーツの場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。伊丹市は、東西南北5km、2,497K㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっております。そういう関係からこれ以上の運動施設の設置するのは難しい状態であった。</p> <p>そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。</p> <p>以来37年間ここで少年野球をしていた選手が、日本を、または、大リーグを代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市にとって貴重な運動公園としてなっている。</p> <p>また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。</p>						
	<p>(施設管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度より指定管理者制度で管理を行っており、今年度より三菱電機ライフサービス株式会社と、株式会社ルネサンスの連合体へ管理者が変わり、利用調整、施設整備を前回同様行っている。 利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。 						
管理状況	<p>(不法占有) 無し</p>						
	<p>(維持管理計画)</p> <p>一年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。</p> <p>河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(一年に一度工作物の撤去訓練を行う。)</p>						
利用状況	<p>(利用者・利用ルール)</p> <p>一年間の予約は調整会議で、体育協会に加入している使用団体が年間利用日を押しさえ、それ以外の市民の利用者は、月初めの1日から7日までの間で、開いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽選を行い決める。それ以後に空いている日は随時受け付ける。</p> <p>利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。</p>						
	<p>(駐車場) 無し</p>						
前回審議の意見	別紙のとおり			前回審議意見の対応	別紙のとおり		
環境保全に向けて申請者の取り組み	<p>(環境への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来植物等の駆除をみどり公園課と連携しながら行っていく。 猪名川河川事務所より紹介をいただいた河川レンジャーとの連携を図り、自然保護に努めていく。 市立昆虫館が定期的に観察をしている取り組みや学校の環境体験会にスポーツ振興課職員も参加し、職員が学習することで、スポーツ利用者にも呼びかけを行っていきたい。 						
	<p>(環境意識の啓発)</p> <p>啓発看板等で、カワラナデシコの育成をしていることや、河川レンジャー等の出前講座で河川環境保全の意識を持ってもらえるよう、努めていく。</p>						
安全への配慮	運動場から雑草地へ入らないよう「きけん」の看板を立てて、水難事故等が無いよう注意を促している。						

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図			管理体制	
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変更 後における 環境保全に向 けて申請者の 取り組み				
その他 特記事項				

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8K+60m～8. 0K
----	--	------	-----	------	-----	----	--------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまりなどの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 植生は、河岸の大部分はツルヨシ群集によって占められており、場所によりオギ群落やジャナギーアカメヤナギ群集が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、ゴキヅルの2種が確認されている。 鳥類は、オギ群落やツルヨシ群落などの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カワウ・コチドリ・オオヨシキリ・セッカ・イカルチドリ・イソシギ・カワセミ・ノビタキが確認されている。 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際では、ヌマガエル・ウシガエル・ミシシッピアカミミガメ・ヌートリア・イタチ属、低茎草地でニホンマムシ、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巢)・アマガエル・ニホンカナヘビが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミが確認されている。 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、比較的流れのある環境を好むオイカワ・カワムツ・カワヨシノボリの個体数が多い。さらに、多くないものの水産上重要種であるアユの生息も確認されている。重要種は、ヤリタナゴ・アブラハヤ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナメダカ・ドンコ・ウキゴリが確認されている。 底生動物は、アメリカツウズムシ・カワリヌマエビ属・ウデマガリコカゲロウ・オオシマトビケラ・アシマダラブユ属などの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・ヨコミゾドロムシが確認されている。 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではギンヤンマ・コフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・ツルヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・ノビタキ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 礫河原の裸地は、イカルチドリ(鳥類)・イソシギ(鳥類)の生息環境として重要である。 ワンド・水たまりなどの閉鎖的な水域では、ミナメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・ゴキヅル(植物)の生育環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離: 約35～65m 水際際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした大型抽水植物帯から成る。当該占用地から水際までは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられるほか、ヤナギ類などの低木も散在する。
	<p>水面との高低差</p>	<p>約2～3m</p>

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成) H26. 8. 22 撮影

上空写真(平成 21 年度撮影)



① 占用区域全景(下流端から上流をのぞむ)



② 占用区域全景(上流端から下流をのぞむ)



③平成 26 年 8 月 10 日 出水状況



④看板(河川占用標示板)



番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成) H26. 8. 22 撮影

⑤看板 (グラウンド利用について)



⑥看板 (駐車場についての注意)



⑦看板 (危険喚起)



⑧看板 (河川保全の取り組み)



⑨グラウンド被災状況



⑩グラウンド被災状況



⑪水際の植生(その1)



⑫水際の植生(その2)



前回審議の意見

【審議での指摘事項】（平成21年度 第2回委員会 平成22年2月18日）

1. グラウンドを主体とした利用であっても、環境教育としての利用、周辺部の植生の管理等、川らしい利用のあり方についても検討いただきたい。
2. スポーツを主体とした利用者にも、自然や社会貢献、河川環境に関する意識を高めるための利用方法についても検討いただきたい。そのためには、川とふれあうことの工夫なども考えていただきたい。
3. 占用地周辺の環境を改善するという意識を利用者ももつような働きかけをお願いしたい。
4. 申請者による今後の取り組みとして記載されているような、自然とふれあう場としての利用について、具体的に実施できるようにお願いしたい。

【審議での指摘事項に対する回答】（平成24年度 第1回委員会 平成25年2月15日）

1. 市内の一部の小学校で、3年生の児童を対象として、環境体験事業を実施しており、自然や水辺の生き物の観察を実施している。
2. スポーツ施設の利用者を対象として、ゴミの持ち帰り等、利用マナーの向上や、草地の保全等、自然環境に対する配慮を呼びかけている。
3. 市内一斉清掃を実施する際に、猪名川第1・第2運動公園の清掃も実施し、環境改善を意識していただけるよう努めている。
4. 市立昆虫館が、友の会と共催し、定期的に昆虫や植物の生物調査や観察会、また、猪名川クリーン作戦を実施しており、今後も継続していく。

【中間報告での指摘事項】（平成24年度 第1回委員会 平成25年2月15日）

1. レキ河原が整備されている左岸側も生き物観察に適しているため、左右岸とも利用すればより効果的と思う。
2. 小学生の環境体験学習や、市立昆虫館の取り組みなど、スポーツ利用者への働きかけなど、占用地も積極的に働きかけ等を行ってほしい。

前回審議の意見の対応

1. 出水によって河川状況は変化するため現地を確認しながら、どのようにすれば生き物の観察に適した環境になるのか、昆虫館の学芸員等の意見を聞き、また河川管理者とも相談して市の対応策を考えていく。
2. 環境についての取り組みを進めるにあたり、猪名川河川事務所から紹介いただいた猪名川河川レンジャーの方々と連携を行い、カワラナデシコ、カワラマツバなどの在来種の保護や外来植物による問題などの講座を利用者対象に開催し、河川敷本来の植物の保護に努めたい。
3. 市立昆虫館が定期的に観察をしている取り組みに同行する予定であり、また、学校の環境体験会にスポーツ振興課職員も参加したいと考えている。まずは職員が学習することで知識を深め、積極的にスポーツ利用者にも呼びかけを行っていきたい。

河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	△	みどり公園課と連携しながら外来種対策に取り組む	△	伊丹市環境部局、河川管理者、その他団体とも連携して、環境保全に取り組まれました。	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	占用地の一部は自然の形を残している。	△	伊丹市環境部局、河川管理者、その他団体とも連携して、環境保全に取り組まれました。	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	-	舗装等は実施していない。	-	該当工作物(舗装)なし。	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	△	猪名川河川レンジャーの方々と連携して、啓発活動を行う計画がある。	△	他の団体と連携して、利用者に対する啓発活動に取り組まれました。	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	△	年に一度に伊丹市を上げて河川の一斉清掃を実施している。	△	清掃だけでなく、環境保全に向けた取り組みについても記載されたい。	
生物多様性の保全・再								

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	×	右岸側は茂みがあり危険な状態であるため。	×	河岸状況は悪化しやすいため、河川管理者と連携して取り組んでいきたい。	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	毎年報告を行っている。	○	毎年、利用者数の報告あり。	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	くずかごを設置せず各自持ち帰る	○	カルテ、及び現地にて利用状況を確認。	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者に明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板等で明示している。	○	現地にて利用状況を確認。	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	第1グラウンドは希望日が重複した時は抽選により決めている。 第2グラウンドは少年野球連盟が優先使用。開いている日は一般利用。	○	カルテにて利用状況を確認。	
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 —:駐車場はない	—	駐車場は無い。	—	駐車場は無い。	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 —:設置の要望や計画がない	△	要望はあるが現在検討中。	△	調整が必要と思われる。	
川の利用と責任 C	利用者・利用ルール							

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	河川管理者 (説明欄)	委員会評価
施設の 施設管 理	管理体制 D-1	施設の <u>管理体制を整備して</u> いるか (指定管理者制度等による管 理者の明確化、管理事務所・ 詰所等がある等)	○: 整備されている △: 一部整備、整備途上 ×: 整備されていない	○	指定管理者によ り管理されている	○
	管理計画 D-2	施設の <u>管理計画は適正であ</u> るか	○: 適正である △: 一部改正の余地がある、改 正中 ×: 適正とはいえない、計画が ない	○	指定管理者によ り管理されている	○
不法占 用	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具 収納コンテナなどの不法占 用物件を持ち込まないよう、 <u>適正に管理しているか</u>	○: 適正管理されている ×: 不法占有の実態がある	○	指定管理者によ り管理されている	○